

平成24年8月3日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター
技術管理課

ボランティア活動における注意事項と取り扱いについて（補足説明）

日頃より、総合評価方式入札の試行について、ご協力いただきありがとうございます。
総合評価方式のボランティア活動における注意事項と取り扱いについては、過日7月25日付けの通知でお知らせしたところですが、補足事項を下記に示します。

1. 「予め活動前に企業として参加意思を示す」ことについて

地域を主体に活動する団体が実施するボランティア活動には、活動内容のチラシ等を配布し、事前の参加登録をせずとも当日参加が出来るものがあります。

その場合は、当日の活動開始前に主催者団体に「企業として参加することについての了解を得る」ことを指します。

一例として、参加者名簿がある場合は、「(株)〇〇組 △△ □□」などと明記、名簿等がない場合は、口頭で「(株)〇〇組 △△ □□」と主催者団体に伝えることなどです。

なお、企業自らが主催するボランティア活動については、予め活動前に参加意思を示したものとみなします。

また、既にボランティア活動の構成員として当該ボランティア活動主催者団体に登録されている場合についても、「予め活動前に企業として参加意思を示したもの」とみなします。

2. 「企業として参加したボランティア活動」について

「複数の社員が参加して行ったもの」を評価対象とする旨、お知らせしたところですが、この取り扱いについては、今後当分の間、周知期間を設けることとします。

周知期間の終了と適用開始については、改めて文書等でお知らせします。

なお、当該通知日である平成24年7月25日以前に実施したボランティア活動へは適用しません。